

有識者委員からの意見に対する検討結果

省庁名【 文部科学省 】

【要望番号：164、192】

【事前提出した計画案文】

以下の理由から、当該団体の要望の反映は難しいと考える。

(理由)

学校における性に関する指導は、学習指導要領に則り、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科、特別活動をはじめとして、学校教育活動全体を通じて指導している。具体的には、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することを重視した教育を行っている。

性に関する問題は複雑化しており、共通する基本的な考えを集団指導で教え、個々の子どもの健康課題に応じて個別指導すべきものとする。また、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

幼稚園から中学校までの学習指導要領等においては、「性虐待」・「性暴力」といった犯罪について触れられておらず、前提となる「児童虐待」については高等学校学習指導要領解説、「性的接触」については中学校学習指導要領解説においてようやく教えられる。各教科等での集団指導において、「性虐待」・「性暴力」といった事項を、発達段階を踏まえずに、幼児・児童・生徒に対して一律に教育することは、学校全体での共通理解や保護者の理解を得られることは大変難しいものと考えられる。

なお、学校においては、学級担任、生徒指導担当職員、養護教諭、スクールカウンセラー等が警察や児童相談所等の関係機関と連携して、生徒指導・健康相談等の個別指導で対応を行っている。

【有識者委員からの意見内容】

(中島専門委員)

性虐待を含む性暴力の予防や子どもからの早期開示のための学校現場における教育は重要であると考えられる。確かに犯罪行為が性に関連するものである以上、「性に関する指導」の一部としてとらえられるかもしれないが、「性暴力」という言葉で示されるように、犯罪被害および人権侵害に対する予防と対応の問題であり、むしろ「命の大切さ」、「子どもの安全」といった流れに関連するものであると考えられる。性が関連するからという理由だけで、学校教育において扱うのが困難とされるのではなく、広く犯罪被害の予防と早期介入という視点で検討されるべきと思われる。

具体的には、大人等から暴力や不快な行為を強要された場合にどのように拒否したらよいのか、またそういった問題が生じた場合に誰に相談したらよいのか、また子どもに責任はなく非難されることなく受け止められることの保障などを子どもたちに伝えていくことが重要である。

日本においても民間団体による教育プログラム(CAP センターJapan (Child Assault Prevention): <http://www.cap-j.net/>) が実施されており、PTA 等との連携のもとに実際に学校を基盤に研修が行われている実績がある。

学校教育における犯罪被害の予防、子どもが安心して相談できる体制などの情報提供といった視点から再考されることを望むものである。

【有識者の意見を踏まえての結果】

1. 御指摘の「命の大切さ」、「子どもの安全」についての教育としては、学習指導要領（平成20年3月公示）に基づき、自他の生命を尊重する心などを重視した教育を行うとともに、子ども自身に危険を予測し、危険を回避する能力を養成するため、防犯教育等も行っている。
2. 一方、「性虐待」、「性暴力」について教えるためには、その前提となる「児童虐待」、「性的接触」についての知識が必要となり、これらの事項を、発達段階を踏まえずに、幼児・児童・生徒に対して一律に教育することは適切でなく、学校全体での共通理解や保護者の理解を得ることも難しいと考える。
3. 被害にあった児童・生徒の早期発見とケアについては、学校において、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が警察や児童相談所等の関係機関と連携し、被害にあった児童の早期発見、子どもが安心して相談できる体制の充実に努めており、こうした問題については、生徒指導・健康相談等の個別相談や個別指導で対応しているところ。

有識者委員からの意見に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【要望番号：165】

【事前提出した計画案文】

警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を一層強化し、支援及び指導・助言を行い、犯罪被害者等早期援助団体制度の適切な運用を図る。

また、生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するため、各地方公共団体レベルで設置されている被害者支援連絡協議会における相互の協力及び緊密な連携を強化し、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。

【有識者委員からの意見内容】

(大久保委員)

「警察において・・・・・犯罪被害者等早期援助団体制度の適切な運用を図るため、協力をする。」と、修文していただきたい。

理由：民間支援団体は被害者支援の中核をなす支援活動を行っているが、恒常的な財源不足や人材不足にあるため、関係機関の様々な協力がなければ支援活動が維持できないため。

【有識者の意見を踏まえての結果】

事前提出した案文のとおりとする。

(理由)

「警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を一層強化し、支援及び指導・助言を行い、犯罪被害者等早期援助団体制度の適切な運用を図る。」としていることから、民間支援団体への協力をを行う旨の趣旨は事前提出した計画案文に盛り込まれている。

有識者委員からの意見に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【要望番号：167, 196】

【事前提出した計画案文】

内閣府において、犯罪被害者白書における交通事故被害者に関する統計について、掲載の充実を図る。

【有識者委員からの意見内容】

(大久保委員)

「内閣府において、犯罪被害者白書や交通安全白書における・・・・・掲載の充実を図る。」と、修文していただきたい。

理由：交通事故が及ぼす影響の大きさを広く社会に広めるためにも、多くの関係の白書に載せる必要があると思うため。

【有識者の意見を踏まえての結果】

○ 計画案文を以下のとおり修正する。

内閣府において、犯罪被害者白書及び交通安全白書における交通事故被害者に関する統計について、掲載の充実を図る。